一般社団法人ワールドスケートジャパン 競技者登録規程

第 1 章 総 則 第１条 この規程は、一般社団法人ワールドスケートジャパン（以下「本連盟」という）定款、第１４章 第６２条により、登録競技者規程を定める。

第 2 章 競技者登録

第２条 本連盟主催大会に参加しようとするもの、当連盟から派遣される国際大会に出場するものは本連盟に競技者登録をしなければならない。

第 3 章 登録手続

第３条 登録期間は毎年４月１日に始まり翌年３月３１ 日に終わる。登録は毎年更新 するものとし、対象年度の３月１日から６月末日までに申し込まなければなら ない。但し、事情によってはこの期間以外でも受け付けることができる。 この場合、登録期間の変更はない。

第４条 登録は別に定める登録システムを使用し氏名、生年月日、性別、住所、登録する競技カテゴリーを記入し提出しなければならない。

第５条 登録はスピード、アーティスティック、リンクホッケー、インラインホッケー、ローラーフリースタイル/スクーター/スケートクロス、ローラーアルペン /ダウンヒル、ローラーダービー、スケートボード、インラインフリースタイ ル、の各部門別に手続きしなければならない。

第 4 章 登録料

第６条 競技者登録料は１人につき５,０００円とする。

既納の登録料は、いかなる事由があっても返還はしない。

第 5 章 登録変更及び移籍

第７条 加盟団体を変更した場合と、競技者が住所又は勤務先を変更した場合は、本連 盟に直ちにその旨文書をもって申し出なければならない。

第８条 加盟団体に於いて所属クラブを変更した場合、その競技者は当該クラブに対 し文書をもって申し出なければならない。それにより、そのクラブの承認を得たる場合、移籍は認められる。但し、登録は新規登録と同じとする。

第９条 登録競技者の年度内の移籍は当該クラブの承認を経て１回だけ移籍することがで

きる。

第１０条 登録競技者は一般社団法人ワールドスケートジャパン倫理規程に抵触した時はその登録資格を失う。

第 6 章 登録拒否要件

第１１条 下記各号に掲げる者は、登録することができない。

（1） 除名処分を受けた者

（2） 反社会的勢力に該当する者

（3） 連盟との間で民事係争中の案件がある者

（4） 競技者として、本連盟の名誉を傷つけ、あるいは義務に違反した者。

（5） 競技会に際して、フェアプレーの精神、スポーツマンシップに 明らかに違反した行為を行った者。

（6） 本連盟は、登録前に（継続して登録している場合においては当 初の登録前に)、一般社団法人ワールドスケートジャパン役 員・職員並びに登録競技者倫理規程に抵触した者の登録を拒否 することができる。

（7） 本連盟は、前項に定める者の登録を一旦受けた場合であって も、登録を取り消すこと ができる。

第 7 章 選手の肖像等の使用

第１２条 登録競技者は、JOC 派遣大会または IF 主催の世界大会等の国際競技会の日本代表選手に選出されたときは、本連盟または IOC、JOC、その他関連機関が別途定める肖像及びメディア活動に関する規制事項を遵守する。

２．登録競技者を含む集団肖像（3 名以上・日本代表または連盟の指定する公式衣 服類着用時）を本連盟および本連盟のオフィシャルパートナーなど連盟が認めた第三者が商業利用することを承諾する。

３．集団で肖像使用の際は、連盟スポンサーであっても選手の個人スポンサー競合 社に当たる場合は個別に協議をするものとする。

第 8 章 本規程の変更

第１３条 本規程は、理事会に諮り、社員総会の議決により変更することができる。

付 則

１．この規程は昭和２８年９月１０日より施行する。

１．この規程は昭和３９年４月１日之を改正実施する。

１．この規程は昭和３９年１１月７日之を改正実施する。

１．この規程は昭和４９年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は昭和５０年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は昭和５２年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は昭和５６年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は昭和６３年６月１日之を改正実施する。
１．この規程は平成４年４月５日之を改正実施する。
１．この規程は平成８年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は平成１３年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は平成１５年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は平成１８年４月１日之を改正実施する。
１．この規程は平成２３年５月１４日之を改正実施する。
１．この規程は平成２４年５月１２日之を改正実施する。
１．この規程は平成２７年５月１４日之を改正実施する。
１．この規程は平成３０年５月１２日之を改正実施する。
１．この規程は令和元年９月１日之を改正実施する。
１．この規程は２０２０年１１月１４日之を改正実施する。
１．この規程は２０２２年５月２９日之を改正実施する。
１．この規程は２０２３年５月２７に之を改定実施する。